

福島市告示第145号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年5月2日

福島市長 木幡 浩

名称	所在地	指定年月日
薬局いずみ調剤	福島市泉字大仏29-2	令和7年2月25日
I&H 福島光が丘薬局	福島市光が丘1番地	令和7年3月1日
福島駅ももの花こころのクリニック	福島市栄町7-33 福島トヨタビル4F	令和7年4月1日
南中央歯科クリニック	福島市南中央2丁目39番	令和7年4月1日
コスモ調剤薬局福島鎌田店	福島市鎌田字原際77	令和7年4月1日